

## 食品衛生トピックス 《2014/12/15》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成26年12月12日付けの輸入食品安全対策室長通知によると、輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産食用切り身まぐろからサルモネラ属菌が検出されたことを踏まえ、食品衛生法第26条第3項に基づく検査が命令されることとなりました。

#### 【サルモネラ属菌について】

自然環境中の常在菌で、食中毒を引き起こす病原微生物です。

#### 【フィリピン産食用切り身まぐろのサルモネラ属菌に係る違反の内容】

品名：生食用切り身まぐろ

輸入者：株式会社〇〇〇

製造者：TENPOINT MANUFACTURING CORPORATION

届出数重量：495 カートン、4.95 トン

検査結果：サルモネラ属菌 検出

届出先：名古屋検疫所清水検疫所支所

日本への到着年月日：平成26年10月22 日

貨物の措置状況：全量保管中